

カードローン・カード取引規定

新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改正後	改正前
<p>1. (カードの利用)</p> <p><u>(1) カードローン・カード (以下「カード」といいます。)</u> は、<u>次の場合に利用することができます。</u></p> <p>① <u>当組合およびオンライン現金自動入出金機の共同利用による現金預入業務・現金支払業務を提携した金融機関等 (以下「提携先」といいます。)</u> の現金自動預金機 (現金自動入出金機を含みます。以下「預金機」といいます。) を使用してカードローンの貸越の返済をする場合 (以下、貸越の返済を行うことを「入金」といいます。)、<u>ならびに当組合および提携先の現金自動支払機 (現金自動入出金機を含みます。以下「支払機」といいます。)</u> を使用してカードローンの貸越を受ける場合 (以下、貸越を受けることを「出金」といいます。) に利用することができます。</p> <p>② <u>当組合および提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等 (以下「カード振込提携先」といいます。)</u> の自動振込機 (振込を行うことができる現金自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。) を使用して振込資金をカードローン口座からの振替により出金し、振込の依頼をする場合。</p> <p>③ <u>当組合所定の各種手続きを行う自動受付機 (現金自動入出金機を含みます。以下「受付機」といいます。)</u> を使用して暗証等を変更する場合。</p> <p>④ <u>その他当組合所定の取引を行う場合。</u></p> <p><u>(2) カードは、当組合および提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。</u></p> <p>2. (預金機による入金)</p> <p>(1) <u>預金機を使用して入金する場合は、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。</u></p> <p>(2) <u>預金機による入金は、預金機の機種により当組合もしくは提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合もしくは提携先所定の枚数による金額の範囲内としま</u></p>	<p>1. (カードの利用)</p> <p>カードローン・カード(以下「カード」という。)は、当組合の現金自動預金機(現金自動入出金機を含む。以下「預金機」という。)を使用してカードローンの貸越の返済をする場合(以下、貸越の返済を行うことを「入金」という。)、<u>ならびに当組合および当組合が現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携銀行」という。)</u>の現金自動支払機(現金自動入出金機を含む。以下「支払機」という。)を使用してカードローンの貸越を受ける場合(以下、貸越を受けることを「出金」という。)に利用することができます。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. (預金機による入金)</p> <p>(1) <u>預金機を使用して入金するときは、預金機にカードまたは通帳、および現金を挿入して操作してください。</u></p> <p>(2) <u>預金機による入金は、1千円、5千円、1万円の3種類の紙幣にかぎりま</u>す。また、1回あたりの入金は、当組合</p>

す。

3. (支払機による出金)

- (1) 支払機を使用して出金する場合は、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による出金は、支払機の機種により当組合もしくは提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当組合もしくは提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は、当組合所定の金額の範囲内（書面その他の当組合所定の方法により申出を受け、当組合が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) 支払機により出金する場合に、出金金額と第5条の自動機利用手数料金額との合計額が出金できる金額をこえるときは出金することはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 振込機による振込は、振込機の機種により当組合もしくはカード振込提携先所定の金額単位とし、1回あたりの振込は、当組合もしくはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は、当組合所定の金額の範囲内（書面その他の当組合所定の方法により申出を受け、当組合が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) 振込機を使用して振込を依頼する場合に、振込金額、第5条の自動機利用手数料金額および第6条の振込手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込はできません。

が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による払戻し)

- (1) 支払機を使用して出金するときは、支払機にカード挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。
- (2) 支払機による出金は、支払機の機種により1千円または1万円単位とし、1回あたりの出金は、当組合(提携銀行の支払機の場合は、その提携銀行)が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 提携銀行の支払機により出金する場合に、出金金額と第4条の手数料金額との合計額が出金できる金額をこえるときは出金することはできません。

(新設)

5. (自動機利用手数料)

預金機を使用して入金する場合または支払機を使用して出金する場合には、当組合および提携先が定める預金機・支払機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)を、カードローン口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当組合から提携先に支払います。

6. (振込手数料)

振込機を使用して振込を依頼する場合には、当組合およびカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当組合からカード振込提携先に支払います。

7. (受付機による暗証等の変更)

受付機を利用して変更等を行う場合は、受付機の画面表示等の操作手順に従って、受付機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、書面による届出は必要ありません。

8. (預金機・支払機・振込機・受付機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による入金ができない場合は、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより入金を行ってください。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により支払機による出金ができない場合は、窓口営業時間内に限り、当組合が預金機または支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより出金をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による出金をする場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか、当組合本支店の窓口で振込依頼書を提出することにより振込の依

4. (当組合および提携銀行の手数料)

- (1) 当組合および提携銀行の支払機を使用して出金する場合、当組合および提携銀行が所定の手数料(以下「支払手数料」という。)を定めているときは、当組合および提携銀行に対し、出金のつど支払手数料を支払ってください。
- (2) 前記(1)の支払手数料は、出金のつど出金金額とともにカードローン口座から自動的に出金のうえ、当組合および当組合から提携銀行に支払います。

(新設)

(新設)

5. (預金機・支払機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより入金を行ってください。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより出金をすることができます。
- (3) 前項による出金を受ける場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(新設)

頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。
(5) 停電、故障等により受付機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で所定の書類を提出することにより、暗証等の変更を行うことができます。

9. (カードによる入金・出金金額等の通帳記帳)

カードにより入金した金額、出金した金額(振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ。)、自動機利用手数料および振込手数料金額の通帳記帳は、通帳を当組合の預金機、支払機および通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合についても同様とします。

10. (カード・暗証の管理等)

(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(2) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当組合の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

11. (偽造カードによる出金等)

偽造または変造カードによる出金について

(新設)

6. (カードによる入金・出金金額等の通帳記帳)

カードにより入金された金額、出金した金額、当組合および提携銀行への支払手数料の通帳記帳は、通帳を当組合の預金機、支払機および通帳記帳機を使用されたとき、または当組合本支店の窓口で提出されたときに行います。

8. (暗証照合等)

(新設)

(1) 当組合の支払機により、カードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合には、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携銀行の支払機により出金した場合、当組合および提携銀行の責任についても同様とします。

(2) 当組合の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも同様とします。

は、本人の故意による場合または当該出金について当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとし
ます。

(新設)

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

12. (盗難カード等による出金等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該出金にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

(新設)

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合へ通知が行われていること
- ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた出金にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものと
します。

ただし、当該出金が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものと
します。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものと
します。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合に、当組合は補てん責任を負いません。

① 当該出金が行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア. 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合

イ. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

ウ. 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

14. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

15. (預金機・支払機・振込機・受付機の誤入力等)

預金機・支払機・振込機・受付機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。また、提携先の責任についても同様とします。

16. (解約、カードの利用停止等)

(1) カードローン取引を解約する場合、またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、カードローン取引規定により、当該口座が解約された場合にも同様に返却してください。

7. (カードの紛失・届出事項の変更等)

(1) カードを失ったとき、または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。

(2) カードを失った場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(新設)

(新設)

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第17条に定める規定に違反した場合

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると判断した場合

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合カードローン取引規定および振込規定により取扱います。

19. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合本支店の店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

9. (解約等)

(1) カードローン取引を解約する場合、または、カードの利用をとりやめる場合には、カードを当店に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合から請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(新設)

10. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

11. (規定の適用)

この規定に定めのない事項につきましては、当組合カードローン契約規定により取扱います。

(新設)

以上